

令和 7 年度 事業計画書

社会福祉法人富岡町社会福祉協議会

〈 基 本 方 針 〉

富岡町は平成 29 年 4 月の帰還困難区域を除く一部地域の避難指示解除から 8 年、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災及び東京電力株式会社福島第 1 原子力発電所事故から 14 年が経過しました。医療や福祉、商業、交通、学校などの生活インフラ整備や企業誘致による雇用確保などの施策により、町内の居住者数は着実に増加していますが、令和 7 年 2 月 1 日現在で 2,590 人と依然として全町民の 20% 台に留まり、高齢化率も 27.8% と上昇傾向にあります。

更に震災を起因とする世帯分離と超高齢社会が加速度的に進行したことによって、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、コミュニティの希薄化が深刻な状況です。

また、避難先地域での孤立、さらに復興公営住宅に転居したことによる生活環境の変化を起因とし、閉じこもりがちのひとり暮らし高齢者が増加、就労不能による生活困窮者が顕在化するなど町民が抱える生活・福祉課題は山積しております。

このような状況を踏まえ、本会では、継続して孤立防止及び潜在的ニーズの把握のため、積極的なアウトリーチによる「見守り相談支援の重点化」と課題解決に向けた「包括的な相談支援体制の整備」、住民同士による助け合い・支え合いを推進する取り組みとして「ボランティアによる生活支援サービス事業の導入」を図るなど「コミュニティの再構築」を重要な課題として位置づけています。行政や各専門機関、ボランティア組織や地域住民など多種多様な関係機関と連携して、フォーマル・インフォーマルな社会資源の有効活用を図りながら、社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であることを認識し、誰もが安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取り組みに努めてまいります。

また、社会福祉法で位置づけられた地域福祉推進の中核を担う公共性及び公益性の高い法人として、複雑・深刻化する住民の生活・福祉課題への対応、さらには成年後見制度において当協議会が後見人となる法人後見事業への対応など、福祉専門職として業務に必要な知識・技術を習得する人材育成に主眼を置いた積極的な研修会の受講及び資格取得支援制度の活用による福祉関係の有資格者の増を目指すとともに、社会福祉協議会活動原則を遵守して、福祉サービスの供給体制の整備及び充実、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上を図りより一層の経営体制の強化に努めてまいります。

〈 基 本 理 念 〉

「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」

〔 基本目標 1 〕

町民の支え合い、助け合いによる地域共生社会の推進

地域で生活する全ての人が、その人らしく、いきいきとした生活が送れるように地域住民で支え合い、助け合える地域共生社会づくりを目指して、住民同士の交流を通した地域住民のつながりを強める取り組みを進めます。

〔 基本目標 2 〕

地域福祉を支える基盤確立の推進

地域で生活する全ての人が、地域福祉に関心を持ち、地域福祉の担い手となるよう、関係団体の連携による地域福祉意識の醸成に努めます。

〔 基本目標 3 〕

安心して暮らすための生活支援の推進

地域や町民の生活課題に対応するために、福祉・保健・医療等の分野が連携し、生活や福祉サービスに関する情報提供や見守り相談を行い、安心して暮らすことが出来るサービス提供体制を進めます。

〈 重 点 目 標 〉

1. 総務部門

- (1) 適正かつ透明性のある経営管理
- (2) 多様かつ複雑化する住民の生活・福祉課題に対応できる職員の育成
- (3) 社協だよりやホームページ等による地域福祉活動の広報活動の充実

2. 事業部門

- (1) 見守り相談支援体制の重点化
- (2) 住民が抱える様々な課題に対応する包括的な総合相談体制の整備
- (3) ボランティアによる支え合い、助け合いを目指した地域づくり

3. 介護保険部門

- (1) 自分らしい生活を送るための介護予防事業の強化
- (2) 早期発見のための生活実態把握の強化
- (3) 積極的な情報提供による情報の非対称性の改善

〈社会福祉協議会活動原則〉

住民ニーズ基本の原則	広く住民の生活実態・福祉課題などの把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めます。
住民活動主体の原則	住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めます。
民間性の原則	民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性をもって活動を進めます。
公私協働の原則	公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働などの関係機関・団体・住民などの協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進めます。
専門性の原則	地域福祉の専門的な推進組織として、調査、研究、開発、情報、計画作成などに関する活動を進めます。

社会福祉協議会 事業計画

I 社会福祉事業

1. 法人運営事業 《区分：町補助事業》

【事業概要】

地域福祉の中核を担う公共性及び公益性の高い法人として、効果的かつ適正に法人運営を行うため、自立的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性、経営組織のガバナンス強化、財務規律の強化など、より安定した法人経営を目指し、組織運営体制の整備に努めます。

【主要施策】

（1）法人運営の強化

地域福祉の担い手としてふさわしい事業を地域住民とともに推進するため、理事会等を中心として、事業の健全経営や透明性を図り、法人運営の強化に努めます。

- ア. 理事会及び評議員会の開催
- イ. 監事監査の実施
- ウ. コンプライアンス委員会の開催
- エ. 苦情解決第三者委員会の開催
- オ. 運営透明性の確保（財務諸表、現況報告書等の情報公開）
- カ. 個人情報保護の管理・徹底
- キ. 定例会議・職員会議の開催
- ク. ハラスメント相談窓口の設置

（2）人事管理の強化及び人材育成

多岐にわたる業務に対応し、地域住民のニーズに応えていくために、人材育成を主眼とした人事考課制度の導入や研修会の実施、また、資格取得支援制度の活用促進を図り、福祉専門職として業務に必要な知識・技術を習得した有資格者を増やし、職員の資質の向上を図ります。

- ア. 内部研修会の開催
- イ. 全国・福島県社協主催研修会等への積極的な受講
- ウ. 人材育成研修計画の策定及び実施
- エ. 資格取得支援制度の運用
- オ. 人事考課制度の適正な運用

（3）社協活動を支える財源確保及び健全化

社協会員の確保、共同募金運動を積極的に展開し、地域福祉活動の推進に必要な自主財源の確保に努めます。

- ア. 社協会員増強運動
- イ. 共同募金運動の推進
- ウ. 福祉基金の適正な運用
- エ. 寄付金受入及び活用

(4) 情報発信

社協活動の報告、啓発、福祉に関する情報など地域住民に広く周知します。

- ア. 社協だより「笑～る」発行
- イ. 公式ホームページ運営
- ウ. 公式 Facebook 運営
- エ. 公式 LINE 運営
- オ. 公式 Instagram 運営
- カ. 広報委員会の開催

2. 地域福祉推進事業

【事業概要】

震災での避難生活と世帯分離等により地域コミュニティや支え合いが崩壊する中で、コミュニティの再生や町民の福祉の向上、さらにはボランティア活動への関心を高めるため、富岡・いわき・郡山で支える在宅福祉サービスを展開します。

【主要施策】

(1) 一般介護予防事業 《区分：町補助事業》

一般高齢者やその支援に携わる家族及び支援者等を対象として、要介護にならないために運動等の活動や趣味活動を通した日中の居場所づくり、茶話会等のサロンや住民交流活動を開催して「通いの場」「健康維持」「住民同士のつながり」「生きがいづくり」など多様な視点から総合的に支援することで介護予防を図ります。

ア. 笑顔しゃんしゃん教室〔富岡事務所〕

(ア) 開催時期／5月～3月（月2回）

(イ) 開催場所／富岡町総合福祉センター 他

(ウ) 対象者／町内及び相双地区に居住している概ね65歳以上の町民

イ. おだがいさま俱楽部〔郡山支所〕

(ア) 開催時期／5月～3月（月1回）

(イ) 開催場所／郡山市内公民館、集会所 他

(ウ) 対象者／郡山市周辺に居住している概ね65歳以上の町民

ウ. わくわく笑和サークル〔いわき支所〕

(ア) 開催時期／5月～3月（月1回）

(イ) 開催場所／交流サロン多目的集会所 他

(ウ) 対象者／いわき市内に居住している概ね65歳以上の町民

エ. 介護する家族の集い〔富岡事務所〕

(ア) 開催時期／年6回

(イ) 開催場所／町総合福祉センター 他

(ウ) 対象者／現在介護をしている又は介護経験がある方、
高齢者夫婦や介護に興味のある方

（2）在宅福祉サービス事業《区分：町受託事業》

町内に居住する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、寝たきり、その他心身障がい等により通常の行動が著しく困難な者を対象に、下記の在宅福祉サービスを提供します。

ア. 会食サービス事業

- (ア) 利用可能回数／年3回
- (イ) 利用負担額／1回あたり200円

イ. 寝具乾燥消毒サービス事業

- (ア) 利用可能回数／年2回
- (イ) 利用負担額／1回あたり500円

ウ. 理容派遣サービス事業

- (ア) 利用可能回数／年6回
- (イ) 利用負担額／1回あたり1,000円

（3）地域福祉イベント開催事業《区分：町受託事業(社会福祉事業)》

ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉施設・ボランティア・企業・NPO・関係行政機関等の多様な関係機関と連携し、あらゆる人が気軽に心地よくふれあえる場を創出し、地域福祉への理解を深め、共に生きるまちづくりを目指すことを目的として交流事業を開催します。

ア. 第39回福祉まつり

- (ア) 開催時期／11月中旬
- (イ) 開催場所／富岡町総合福祉センター or 富岡町文化交流センター学びの森

（4）生活支援体制整備事業《区分：町受託事業》

日常生活上の支援を必要としている高齢者等が、住み慣れた地域で生きがいを持ちながら、その人らしく在宅生活を送るため、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービス提供体制づくりや地域の特性を生かした生活資源の創出、サービス提供のコーディネート、サービスを提供する関係機関との連携し、生活支援体制の充実・強化を図ります。

ア. 協議体の設置・運営

- イ. サービス提供主体等の関係機関とのネットワークづくり
- ウ. ニーズに応じた事業開催（社会資源の創出）及び社会資源の活用
- エ. 生活支援の担い手となる人材育成
- オ. 支援ニーズとサービス提供主体とのつなぎ（マッチング）

（5）ボランティアセンター事業《区分：自主運営事業(地域福祉サービス事業)》

住民の主体的な活動により、地域社会を住みよくする活動や住民の支え合い活動など社会的活動の参加の促進やボランティアグループや社会福祉団体等の活動を支援します。

ア. ボランティアコーディネート事業

- イ. ボランティア活動（資源回収、資源選別、ごみゼロ、サロン運営支援等）
- ウ. ボランティア養成講座
- エ. 災害ボランティアセンター開設講座
- オ. ボランティア保険事業

(6) 福祉バス運行事業《区分：自主運営事業(地域福祉サービス事業)》

高齢者、母子、心身障がい者及び福祉関係者の組織する福祉団体に対し、福祉バスを運行することによって、各種施設の利用及び視察研修等により福祉及び教養の向上を支援します。

(7) 送迎支援サービス事業《区分：自主運営事業(地域福祉サービス事業)》

交通弱者である高齢者等を対象に、一般介護予防事業やふれあいサロン事業などの当協議会主催事業への送迎を行い、地域で孤立しないよう支援します。

(8) 外出支援サービス事業《区分：自主運営事業(地域福祉サービス事業)》

他人の介助がなくては移動することができず、かつ1人でタクシーなどの公共機関を利用することができない方のために、福祉車両で病院等の通院や施設等の通所等の移動を支援します。

(9) リフト付ワゴン貸出事業《区分：自主運営事業(地域福祉サービス事業)》

移動が困難な高齢者や身体障害児・者等に対し、リフト付きワゴン車を貸出することにより、誰もがいきいきと暮らすことができ、健康で生きがいのある長寿・福祉社会づくりを支援します。

(10) 福祉用具貸出事業《区分：自主運営事業(地域福祉サービス事業)》

日常生活での虚弱状態や不慮の事故等により福祉用具が必要になった方に無料で貸出することにより、健康で生きがいのある日常生活を支援します。

(11) 見守りあんしんネットワーク事業《富岡町との協働事業》

富岡町との連携により、住民の支え合いやボランティア、行政や多様な各関係機関、社会インフラ事業者や宅配業者など多様な民間事業者のネットワークによって見守り支援・安否確認活動を行い、見守る人、見守られる人を特定しない形で、要支援者（高齢者、障がい者等）のちょっとした異変（気がかり）に気づいたときに実施機関（富岡町・本会）へ連絡・通報をいただき、ゆるやかに要支援者（高齢者、障がい者等）を見守っていく体制事業を推進します。

(12) ひとり暮らし高齢者等支援事業《区分：自主運営事業(地域福祉サービス事業)》

ひとり暮らし高齢者世帯を対象に日常生活に係る住居環境の整備や補修サービス（家屋敷地内の除草）などに対して対応できる人材（シルバー人材センター等）を派遣することにより安心して暮らすことができ健康で生きがいのある生活を支援します。

(13) たすけあいバンク事業《区分：自主運営事業(地域福祉サービス事業)》

低所得世帯等で、食料確保に逼迫しており、一時的な食料支援が必要と判断される世帯に対し、食料（米、乾麺、缶詰等）を支給し、「人」と「たべもの」をつなぎ生活再建を支援します。

また、家庭で余っている食料品や家庭用品などの寄付を募り、生活に困窮されている方々や地域の子ども食堂などにお配りします。

(14) 福祉教育体験学習《富岡町との協働事業》

ア. 高齢者疑似体験学習

特殊眼鏡や重りなど装着し、高齢化による身体の老化現象を疑似体験することにより、身体的不自由さや高齢者の気持ちを理解し、高齢者への思いやりの心を育てます。

イ. 高齢者ふれあい体験学習

少子高齢化・核家族化が進み家庭内で高齢者と子供が関わる機会が減少している中、地域において世代を超えた繋がりや相互理解を深めるため、高齢者が子供たちに文化活動や昔遊びを教える世代間交流事業を実施します。

(15) 地域福祉団体等運営支援

事務局運営を担い、地域福祉団体の活動が円滑に行われるよう運営を支援します。

ア. 富岡町民生児童委員協議会

イ. 富岡町共同募金委員会

ウ. 富岡町老人クラブ連合会

エ. 日本赤十字社福島県支部富岡町分区・日赤奉仕団

オ. 富岡町遺族会

3. 共同募金配分金事業

【事業概要】

町民から寄せられた赤い羽根共同募金・地域歳末たすけあい募金をひとり親家庭や高齢者支援、また民間の社会福祉団体へ助成するなど地域の福祉活動に還元し有効活用を図ります。

【主要施策】

(1) 一般募金配分金事業 《区分：共同募金配分金事業》

ア. 買物支援バス運行事業

交通手段がなく町外への買い物（衣類や靴、肌着など）に行けない高齢者等を対象に、買い物支援バスを運行します。また、交流しながら買い物することで地域住民同士がふれあいを持つことにより、孤独感を取り除き、自立した生活が送れるよう支援します。

イ. 地域福祉活動助成事業

地域関係団体や町内の社会福祉施設及び事業者などへの助成

(2) 地域歳末たすけあい募金配分金事業 《拠点区分：共同募金配分金事業》

ア. ひとり親家庭支援事業～しあわせ届け隊～《拠点区分：共同募金配分金事業》

民生児童委員と連携し、町内在住のひとり親子育て世帯へ食料品や日用品を配布し、生活水準の向上を支援します。

イ. ひとり暮らし高齢者等支援事業《拠点区分：共同募金配分金事業》

民生児童委員と連携し、ひとり暮らし高齢者世帯等（80歳以上）などを対象に食料品や日用品を配布し、生活水準の向上を支援します。

ウ. 被災者見舞金支給事業

本配分金の一部を緊急配分準備金として積み立てて、災害により被災された方に対し、見舞金を支給します。

4. 権利擁護事業

【事業概要】

認知症や障がい等によって、自分の生活に必要な福祉サービスをはじめとするさまざまな契約について判断したり、日常的な金銭管理等を行うことが困難になっている方が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援します。

【主要施策】

- (1) 日常生活自立支援事業「あんしんサポート」《区分：県社協受託事業》
- ア. 福祉サービス利用援助
 - イ. 日常的金銭管理サービス
 - ウ. 書類等の預かりサービス

5. 相談支援事業

【事業概要】

富岡事務所、いわき支所、郡山支所拠点3ヵ所に総合相談窓口を設置し、地域包括支援センターや民生児童委員、弁護士など多様な専門機関や専門職と連携し、家族や仕事、介護、法律のことなど、町民が抱える多様な生活・福祉課題に総合的に相談に応じるとともに関係機関等との連絡調整を行い、課題改善に向けた必要な援助を行います。

【主要施策】

- (1) 福祉総合相談事業《区分：町受託事業(社会福祉事業)》
- ア. 暮らしの心配ごと相談
 - (ア) 開催時期／5月～3月（月1回）
 - (イ) 開催場所／町総合福祉センター、本会郡山支所、本会いわき支所 他
 - (ウ) 相談内容／心配ごと相談（民生児童委員）、法律相談（弁護士、司法書士）、年金相談（社会保険労務士）、ボランティア相談（本会職員）、介護相談（本会職員、地域包括支援センター職員）
- (2) 生活困窮者自立支援事業《自立相談支援機関(福島県社協生活自立サポートセンター)との連携》
- 経済的困窮と地域での社会的孤立は深く関わりがあることから、本人の状態に応じた包括的な相談支援を専門機関である自立相談支援機関（福島県社協生活自立サポートセンター）と連携しながら実施し、多様な就労支援や地域社会とのつながりや支え合いを活用した生活支援等を実施します。

6. 資金貸付事業

【事業概要】

資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立、生活意欲の向上によって、社会参加を促進します。

【主要施策】

- (1) 生活福祉資金貸付事業《区分：県社協受託事業》
- 他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者世帯または高齢者世帯に無利子または低利子で貸付を行い、経済的自立と生活の安定を支援します。
- (2) 生活援助資金貸付事業《区分：自主運営事業(地域福祉サービス事業)》
- 富岡町内に住所を有する低所得者に必要な生活資金の貸し付けを行い、その世帯の維持と安定を図ります。（1世帯上限5万円）

（3）法外援護事業《区分：自主運営事業(地域福祉サービス事業)》

行路人で所持金を持たない者に対し、町外に移動するまでの旅費を貸付します。
(上限 1,000 円)

7. 指定管理者事業

【事業概要】

富岡町総合福祉センターの円滑な管理を通じ、地域住民の福祉の向上を目的として活動します。「地域住民と手をつなぐ」をスローガンに、高齢者から児童まで、ともに地域を支え合う住民として、人権を尊重し、法令を遵守した管理に努めます。

また、利用者本位のサービス提供に努め、清潔で安全・快適な環境を提供します。そして、町の関係諸機関、地域、利用者との連携の強化を図り、施設管理運営を行います。

【主要施策】

（1）富岡町総合福祉センター管理運営事業《区分：指定管理者事業》

- ア. 総合福祉センター運営業務
- イ. 相談窓口の設置
- ウ. 総合福祉センター使用許可業務
- エ. 総合福祉センター維持修繕業務
- オ. 総合福祉センター使用料等徴収業務

8. 介護保険事業

【事業概要】

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。

また、関係行政、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密に連携を図ります。

【主要施策】

（1）居宅介護支援事業《区分：介護保険事業》

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するため、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

（2）訪問介護支援事業《区分：介護保険事業》

- ア. 訪問介護支援

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護（食事、排泄、トイレ、入浴介助など）や生活援助（調理、買物、掃除、洗濯、整理整頓など）を行い、生活全般にわたり支援します。

イ. 予防訪問介護

利用者的心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

II 公益事業

1. 避難者（被災者）生活支援事業

【事業概要】

行政や避難先社協、各種専門機関などの多種多様な関係団体と連携を図りながら、被災者の生活・福祉課題の把握を行い、要援助者が必要なサービス・活動ができるよう相談や調整を行うとともに、町民が避難先地域住民と交流ができる場を提供することで、避難先でのコミュニティ構築を支援します。

【主要施策】

（1）生活支援相談員等配置事業 《区分：避難者生活支援事業》

富岡事務所、いわき支所、郡山支所の3拠点に生活支援相談員を配置し、個々のニーズに応える支援（個別支援）を通して自立を促進するとともに、避難先地域支援コーディネーターを配置し、より一層の住民同士のつながりや助け合い活動（サロン）の支援（地域支援）をします。

ア. 訪問による見守り、相談、情報提供

イ. 福祉サービスその他生活支援サービス利用援助

ウ. 被災者支援に関わる関係機関との連絡調整

エ. ふれあいサロン事業

（ア）ゆうゆう俱楽部〔富岡事務所〕

①開催時期／5月～3月（月2回）

②開催場所／富岡町総合福祉センター 他

（イ）畑サロン～cha 畑やってみ隊～〔富岡事務所〕

①開催時期／4月～3月（月1回）

②開催場所／町ふれあい農園

（ウ）ちよこっとカフェ〔いわき支所〕

①開催時期／5月～3月（月2回）

②開催場所／いわき市内

（エ）出前カフェ～はま風～〔郡山支所〕

①開催時期／5月～3月（月2回）

②開催場所／県中、県北地区内 他

（2）避難者支援連携センターへの職員派遣（出向）

ア. 社協連携避難者支援センターいわき／1名

イ. 社協連携避難者支援センター郡山／2名

2. 成年後見に関する事業

【事業概要】

認知症高齢者及び知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な方々を対象として、本会が成年後見人となり、財産管理、身上監護等を行うことによって、その権利を擁護し、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう支援します。

【主要施策】

（1）法人後見事業 《区分：成年後見に関する事業》

ア. 対象者

富岡町に居住し、主に身上監護と日常的な金銭管理を必要とし、次のいずれかに該当する方が対象なります。

- (ア) 町長申立てにより、本会が後見人等になることが適切であると判断される方
- (イ) 原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方
- (ウ) 日常生活自立支援事業の利用者で判断能力が低下した方のうち、本会が後見人等になることが適切であると判断される方

イ. 身上監護

預貯金の管理や不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについて、助言や支援を行います。

ウ. 財産管理

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わる契約などを支援します。

（2）法人後見運営委員会の設置

法人後見業務の実施にあたり、受任の適否の判断、後見業務の指導を行い、適正な後見業務を担保するため、法人後見運営委員会を設置します。